

私たちが「農地利用最適化推進委員」です



白石地区 越河地区 越河地区 齋川地区
 菊地 哲夫 (64歳) 八島 孝夫 (63歳) 佐久間吉光 (63歳) 太齋 雄一 (45歳)



大平地区 大鷹沢地区 大鷹沢地区 白川地区
 佐久間弓男 (59歳) 八島 典夫 (68歳) 神尾 貢 (63歳) 我妻 精一 (68歳)



蔵本・不忘・川原・三住地区 蔵本・長袋・八宮地区 蔵本・長袋・八宮地区 深谷地区 深谷地区 小原地区
 押野 一郎 (65歳) 齋藤 勇雄 (70歳) 日下 和彦 (52歳) 高橋 和也 (49歳) 日下 静雄 (68歳) 高橋 典雄 (66歳)

「農地利用最適化推進委員」ってどんな仕事？

農地利用最適化の推進のために設置された新しい委員です。担当する地域内において、農業委員と連携して、主に現場活動を行います。

集落における農業者の話し合いの場を作ったり、利用意向が確認された農地の貸し借りや売買のあっせん、遊休農地の発生防止や解消、新規参入希望者へのアドバイスなど、身近な相談員として農地のコーディネーター的な役割を担います。

また、農業委員会総会に出席して、担当する地域の「農地利用の最適化の推進について」意見を述べます。

新体制で農業委員会がスタート！

農業委員の任期満了に伴い、7月20日に市長から13人の新しい農業委員が任命されました。また、同日開催された第1回農業委員会総会で、会長に保科清八委員、会長職務代理者に阿部祥夫委員が選任されました。

平成28年4月の法改正により、農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会の必須業務となり、新たに農地利用最適化推進委員が設置されることになりました。7月25日に開催された第2回農業委員会総会では、初代の農地利用最適化推進委員14人が農業委員会から委嘱を受けました。

今後は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して農地利用の最適化を目指します。

☎農業委員会事務局 ☎22-1256



13 12 1 2
 保科 清八 (66歳) 阿部 祥夫 (63歳) 半澤 幸男 (68歳) 齋藤 國一 (68歳)

「農業委員」ってどんな仕事？

農業委員会は、法律に基づき市町村に設置が義務付けられている行政委員会です。農業委員は、農業委員会総会に出席し、農地の権利移動や転用申請などの法的審議を行います。また、推進委員と連携して農地利用の最適化を推進するため現場活動も行います。



3 4 5 6
 佐藤 徳治 (70歳) 日下 正彦 (70歳) 齋藤 重雄 (66歳) 村上 さき (69歳)

法改正で何が変わったの？

選出方法がこれまでの「公選制」から「公募・選考し、議会の同意を得て市長が任命する」方法に変わりました。また、委員の過半数を認定農業者などが占めること、利害関係を有しない中立的立場の委員が1人以上含まれること、青年・女性の積極的な登用に努めることなどが義務付けられました。



7 8 9 10 11
 佐久間純一 (69歳) 江戸千佳雄 (66歳) 佐藤 良夫 (61歳) 吉川 淑子 (71歳) 木須 敏文 (45歳)

- 【凡例】
- ・役職名
 - ・氏名（年齢）
 - ・左上番号は議席番号

地域農業の活性化のために尽力します



白石市農業委員会
 会長 保科 清八

この度、任期満了に伴う改選により、囃らず会長職に任命されました。誠に微力で浅学非才の身ではありますが、精いっぱい努めさせていただき所存です。

さて、全国の農業事情は高齢化とともに、後継者・担い手不足が進行し、耕作放棄地や遊休農地化が進んでおります。このため法が改正され、農地利用最適化推進委員が設置されました。今後は、両委員・農地中間管理機構との密接な連携、遊休農地の解消や耕作放棄地の発生防止、また担い手育成など重要な役割が求められます。

私たちは、農家の皆さんから選ばれた農業者の代表である自覚を持って農業委員会を適正に運営してまいります。農業者やJAなどの各団体、また消費者、市民の皆さんのより一層のご理解、ご協力をいただきながら、本市の農業が一層飛躍し、また発展するよう尽力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

毎年8月ごろに農地パトロール（利用状況調査、荒廃農地調査）を実施しています

- 農業委員会は、毎年1回地域内の全農地の利用状況を調査し「遊休農地」と「遊休化のおそれのある農地」を把握した場合には、その所有者などを対象に「利用意向調査」などを行います（農地法第30条）。
- 利用状況調査とあわせて、前年までに「荒廃農地」とされた農地の荒廃状況の調査を実施します。
- 作付けしない場合でも、草刈りなどの保土管理は必ず行ってください。農地の荒廃は、病害虫・有害鳥獣の被害や不法投棄などの環境問題、違反転用の誘発など近隣の農地へ大きな影響を与えます。

遊休農地の「利用意向調査」を実施します（一部実施済）

農地パトロールの結果を受けて、遊休農地などに該当した所有者などに利用意向調査を行います(11月末以降)。

- ①自ら耕作する、
- ②自ら耕作者を探す、
- ③農地中間管理機構に貸し付ける、
- ④農地所有者代理事業を利用するなどの意向を確認します。

〈注意点〉

①または②で回答し、6カ月経っても実行しない所有者などや、6カ月経っても回答しない所有者などの方には、農業委員会が農地中間管理機構と協議するよう勧告を行うこととなります。この勧告を受けた農業振興地域内の農地は、固定資産税が1.8倍になりますので、ご注意ください。